

千手院情報誌

阿字の故郷

編集 川上修 詮

【1】大山に閻魔さまの代理で登山

平成25年5月18日(土) 閻魔十王さまの代理参拝を、白井好之会長・原田吉一会計・小池忠組長を始め、総勢23名で登山。

天候にも恵まれ、大山の観光シーズンと相まって、賑やかな雰囲気の中を、大山不動尊と阿夫利神社へ正式参拝致しました。

住職は、編み笠に法衣を被着し、道行く海外の参拝者から記念撮影を求められたり、参道のお茶屋さんや食堂の店員との交流も交えながら、大山の盛況に少なからず協力出来たように思っております。

相互に礼拝し、相互に供養を続けることは、何よりも自分の命や、自分の人生を豊かにする糧となります。忘れて居ませんか。千手院にお参りしましょう。見慣れたご本尊さまこそ貴方の大切な見方ですよ。

【2】三地区合同枢議参与檀信徒研修会

平成26年5月26日(月) 東京芸術劇場で、東京・神奈川・相模・福島・栃木・埼玉・群馬・山梨・長野(9支所)での合同枢議参与研修会が行われます。

数年に一度、京浜・東日本・甲武信地区の三力所で行われて来ましたが、今回は、開創法会のお待ち受け法会として合同開催。

【3】高野山結縁行脚(動く高野山)

ー 大師の三鈷と不滅の聖灯 ー

平成26年4月8日より、高野山開創法会のお待ち受け事業として、北は北海道から南は沖縄まで、日本全国を高野山の三鈷と聖灯が巡る結縁行脚が行われます。

相模支所には、平成26年6月3日(火) 5日(木)までの間、お大師さまが大陸よりご招来された三鈷の写しを、高野山のご霊木で切り出し、奥の院の不滅の聖灯を灯籠に納め、それを合わせてお預かり致しますので、是非、記帳を致しましょう。

【4】高野山開創記念の団体参拝

平成27年4月27日(月) 5月29日(水)の二泊三日の予定で、高野山へ団体参拝を致

しますので、今から万障繰り合わせて何か予定を開けておきましょう。

本堂建設の際に頂いた奥の院ご霊木の御礼として、記念植樹を行いましたので、その後の樹木の成長を確認し、28日の相模・埼玉・群馬での法会を伽藍金堂で執行。

【5】お塔婆のお申し込み受付開始

7月1日(月) からお盆のお塔婆の浄書を開始いたしますので、施主の変更が有る方は、6月末日までにご連絡下さい。

その他、名簿の追加や新益供養で施主名簿の人数が多い方は、なるべく早い時期にお申し込み下さい。

※お塔婆は、1基2500円です。浄書代お経料は事情によってお考え下さい。

【6】盂蘭盆会と新益供養会を開催

8月10日(土) 午後2時より受付

午後2時 御詠歌の奉詠(御詠歌講)

午後2時20分 法話 本山布教師

福井県 弘法寺 齋藤智弘僧正様

午後3時 読経(地元ご寺院ご住職方)

午後4時 護寺会年次総会(会計報告)

※総会終了後に、お塔婆をお配りします。

【7】平成25(2013)年回忌一覧表

1	周忌	平成 24	(2012)	年
3	回忌	平成 23	(2011)	年
7	回忌	平成 19	(2007)	年
13	回忌	平成 13	(2001)	年
17	回忌	平成 9	(1997)	年
23	回忌	平成 3	(1991)	年
25	回忌	平成 元	(1989)	年
27	回忌	昭和 62	(1987)	年
33	回忌	昭和 56	(1981)	年
37	回忌	昭和 52	(1977)	年
50	回忌	昭和 39	(1964)	年

※ご法事をご希望の方は、お寺に日時を確認をしてからお決め下さい。同じ日時に法事の重なる場合が有りますので、先着順とさせていただけます。

◎必要事項は左記の内容です。

- ①日時と場所の確認を一番にします。
- ②卒塔婆の名簿をふりがな付きで提出。
- ③参加者の人数を前日までに確認。
- ④食事の有無と場所を確保します。
- ⑤生花と供物の注文を頼むか持参か。
- ⑥位牌と遺影は機に応じて考えましょう。
- ⑦お墓のお掃除は、法事の前に済ませて置きましょう。お線香と墓地花も必要。

【8】住職出仕予定の各地ご寺院

7月29日	広徳寺(小和田)	午後3時
8月1日	成就院(大庭)	午後3時
8月2日	輪光寺(円蔵)	午後2時
8月3日	善福寺(柳島)	午後1時
8月4日	長善寺(矢畑)	午後1時
8月5日	宝生寺(西久保)	午前10時
8月6日	満福寺(萩園)	午後2時
8月7日	宝珠寺(辻堂)	午後2時
8月8日	円蔵寺(十間坂)	午前11時
8月9日	成就院(甘沼)	午前11時
8月9日	泉蔵寺(片瀬)	午後3時
8月10日	千手院(代官町)	午後2時
8月11日	長福寺(松林)	午後1時

※以上12ヶ寺のお寺に出仕を予定しておりますが、不在中も留守番の僧侶により、応対を致しますのでご安心ください。

【9】棚経日程(各家訪問の予定表)

7月13日~15日	鎌倉・横浜・東京地域
8月13日	元町・本村・松林・小和田・代官町・小桜町地域
8月14日	浜竹・出口町・美住町・松波
8月15日	ひばりヶ丘・松が丘地域 城南・辻堂・赤松・長後地域

※出来るだけ多くのお家に伺う予定ではあります。天候や緊急の用件等で左右されますので、お伺いできないこともございます。その点はご了承頂きますようお願い申し上げます。

※前もってお留守のご連絡を頂けると、効率良く出来ますのでご協力をお願いします。

【10】秋季彼岸会・稻荷講

9月22日(日) 午前10時より写経と写佛の浄書。続いて11時より。秋の収穫の時期を祝して境内のお稻荷様に、五穀豊穣と無事円満を感謝いたします。

大勢の方々が参加出来るように、秋の日を選んで行いますので、地域の稻荷講とは時期を異にしております。

読経の後、軽食を用意しておりますので、是非ご参列下さい。

以上

〒253-0015

茅ヶ崎市代官町 1の4

☎ 0467(51)9758

高野山真言宗 千手院

護寺会々報

高野山真言宗 千手院

護寺会会長 白井好之

【1】行事への参加は護寺会員の勤め

日頃の生活に追われ、寺の行事どころでは無いことは、重々承知しておりますが、読経の行われる左記の行事は特に重要です。

- ① 越年祈願会 大晦日午後23時〜
 - ② 閻魔十王講 春彼岸中日午前11時〜
 - ③ 大山遊行会 5月中旬土曜日早朝〜
 - ④ 孟蘭盆法会 8月10日午後2時〜
 - ⑤ 稻荷明神講 秋彼岸中日午前11時〜
- それぞれの日程は、はがき等で事前にお知らせをして居りますので、5回に1回でもご参加下さい。年に一度でも本堂に集うことこそ、寺の護持発展の基本です。

千手院が寂れてしまって一番困るのは、護寺会員です。私たちの千手院に対する思いによって、ますます賑やかな明るいお寺になるよう尽力し、護寺会全員で盛り上げて行きましょう。

【2】任期満了を迎える世話人の方々

現任職が就任以来、世話人は全員留任の形を取って、本堂建設等に努めて参りましたが、10年以上5期以上の任期を超過してしまいました。

ここで、改めて古参と新人を交えて、より一層の活躍をするべく、現役員世話人は、全員が退任すること決めました。左記の名簿が任期超過の役員名簿です。

- (1組) 斎藤功殿・水島寅夫殿
新田真由美殿
- (2組) 白井好之殿・新倉孝文殿
新倉春生殿
- (3組) 原田季昭殿・原田吉一殿
原田勝幸殿
- (4組) 楠本実殿・新倉秀春殿
- (5組) 白井精治殿
- (6組) 小池忠殿・白井スミ子殿
- (7組) 水嶋富士雄殿・豊村實殿
- (9組) 石橋久照殿・鈴木奈々子殿
川島勝彦殿 (以上世話人全員)

尚、白井好之・原田季昭・白井精治・石橋久照・楠本実・原田吉一・齋藤功を中心にして選定委員会を発足し、新しい世話人の方々を選任いたします。選ばれた方は、

快くお引き受け頂き、千手院の護持発展にご尽力を頂きますようお願い申し上げます。尚、約半分の人員に青年部として、若手の世話人を選抜する予定で居ります。

【3】孟蘭盆会前の護寺会費の集金は、現在の世話人の体制状況では、集金できない地域と出来る地域に分かれてまいりますので、今回は、前回同様に、各家ごとに千手院寺務所に持参するか、振り込みにてのご入金をお願い申し上げます。

また、現在の護寺会費の総額では、墓所の管理と清掃(除草)代は、千手院に対して支払われては居りません。ご本山への年会費・植木の剪定・本堂火災保険等に総て支出されています。

尚、墓所を永代に使用している方々は、なるべくご自身でも、墓所の清掃と除草にご協力ください。

〒253-0015

茅ヶ崎市代官町1の4 千手院内

☎ 0467(51)9758

編集責任者 白井精治

宗教法人 千手院 護寺会『会則』

- 第1条 この会は、宗教法人千手院の檀信徒会であって、「千手院護寺会」という。
- 第2条 この会は、事務所を茅ヶ崎市代官町1番4号の宗教法人千手院寺務所内に置く。
- 第3条 この会の目的は、次のとおりとする。
1. 千手観世音菩薩様のおかげをいただく同信の立場から、千手院の護持発展に寄与する。
 2. 菩提寺である千手院の尊厳の護持に努める。
 3. 宗教（公益）法人の支援団体として、適切な提言を行い、その活動に対し積極的に協力する。
 4. その他この会の発展に関すること。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 千手院の伽藍と境内の整備。
 2. 千手院の年中行事への助成。
 3. 檀信徒の親睦を目的にした、団体参拝や遊行会の企画と実施。
 4. その他目的達成に必要な事業。
- 第5条 1. この会は、千手院檀信徒をもって構成し会員とする。
2. この会に、会員10名程度を一団とした組を置く。
- 第6条 この会に、次の役員を置く。
1. この会には、会長1名・副会長2名・監査2名・会計1名・総務1名・書記1名を置く。
 2. 会長と副会長は、役員会で推薦し、住職が承認する。
 3. 監査と会計は、役員が互選し、役員会で承認する。
 4. 総務と書記は、会長が選出し承認する。
 5. 役員は、各組から1名乃至若干名を選出する。
 6. 役員の任期は、2年とする。但し、再選はこれをさまたげない。
 7. 会長が役職遂行不能の時は、副会長がこれを代行する。
 8. 総務は、他の役員を担当に属さない事項（職務）を担当する。
 9. 書記は、この会の運営、役員会などの記録を担当する。
- 第7条 役員会は、次のとおり行う。
1. 役員会は、会長が招集し開催する。
 2. 役員会は、会長が議長となり、議事の進行をはかる。
 3. 役員会は、必要により随時開催することができる。
 4. 会長は、役員会に計る事項を協議するために、前条第1号に定める役員を以て企画会議を開催することが出来る。
 5. 特別な事項を協議するため、特別委員会を設置することが出来る。委員は役員会の議を経て会長が指名する。
(又は)本堂・庫裡などの建設に当たっては、建設委員会を設置することが出来る。委員は役員会において選出する。
 6. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決済する。
- 第8条 檀信徒総会は次のとおり行う。
1. 日時は毎年恒例の千手院盂蘭盆会施餓鬼供養会の後に行う。
 2. 総会の際に事業報告と会計報告を行う。
 3. その他必要な事項についての報告と案内を行う。
- 第9条 会計と監査は次のとおり行う。
1. この会の事業年度は、毎年8月1日より、翌年7月31日までとする。
 2. この会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。
 3. 会費は、この会の運営に必要な金額とし、役員会において定める。
(新規会員等については、会費のお知らせを作成する。)
 4. 会費は、7月10日までに会計に納入する。
- 第10条 会員死亡の場合、会員には香典、役員には花輪、会長・副会長には香典と花輪が供与される。
- 第11条 この会則を変更するときは、役員会の議決を経て、住職の承認を得なければならない。
- 追記 尚この会則は、平成14年9月1日より施行する。 以上